魚津市告示第47号

魚津市情報セキュリティ基本方針の一部改正について

魚津市情報セキュリティ基本方針（平成29年魚津市告示第108号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月14日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　定義	2　定義
（1）－（5）　（略）	（1）－（5）　（略）
（6）　完全性 情報が破壊し、改ざんし、又は消去されていない状態を確保することをいう。	（6）　完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
（7）　（略）	（7）　（略）
（8）　マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系） 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務をいう。）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。	
（9）　ＬGWAN接続系 ＬGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう（マイナンバー利用事務系を除く。）。	
(10)　インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。	
(11)　通信経路の分割 ＬGWAN接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。	
(12)　無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。	
3　対象とする脅威 情報資産に対する脅威として、次の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。	3　対象とする脅威 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。
（1）　（略）	（1）　（略）

改正後	改正前
（２）　情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等	（２）　情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
（３）－（５）　（略）	（３）－（５）　（略）
４　適用範囲	４　適用範囲
（１）　機関の範囲 本基本方針が適用される機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方公営企業とする。	（１）　機関の範囲 本基本方針が適用される機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会とする。
（２）　（略）	（２）　（略）
５　職員等の遵守義務 職員、非常勤職員及び臨時職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。	５　職員等の遵守義務 職員、非常勤職員及び臨時職員（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。
６　情報セキュリティ対策 第３項各号に掲げる脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。	６　情報セキュリティ対策 上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　情報システム全体の強靭性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。 ア　マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。 イ　ＬGWAN接続系においては、ＬGWANと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。な	

改正後	改正前
お、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。 ウ　インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。 （４）　物理的セキュリティ サーバ、情報システム室、通信回線及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。 （５）　（略） （６）　（略） （７）　運用 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。 （８）　業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。 外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。 ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。 （９）　評価・見直し 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必	（３）　物理的セキュリティ サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。 （４）　（略） （５）　（略） （６）　運用 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

改正後	改正前
要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。	
7　（略）	7　（略）
8　情報セキュリティポリシーの見直し 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。	8　情報セキュリティポリシーの見直し 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。
9　情報セキュリティ対策基準の策定 前３項に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。	9　情報セキュリティ対策基準の策定 上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。 なお情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。
10　（略）	10　（略） 11　問合せ先 情報広報課情報政策係　0765―23―1021

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公表の日から施行する。

（魚津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針の一部改正）

2　魚津市特定個人情報の安全管理に関する基本方針（平成29年魚津市告示第107号）第２項第１号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとする。